定　　款

2023　年　4　月　25　日　改　正

オーエス株式会社

第　1　章　総　　則

（商号）

第１条　当会社は、オーエス株式会社と称する。

（目的）

第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

１．映画の製作並びにその請負

２．映画の売買、賃貸借

３．演劇、映画その他各種興行

４．スポーツ並びに娯楽施設の経営

５．ホテル並びに旅館業

６．サウナ等の温浴施設の経営

７．物品陳列販売並びに食堂の経営

８．酒類・アルコール、各種飲料水及び食料品の製造並びに販売業

９．野菜、果物、穀物等の生産、加工及び販売

10．観光事業の経営

11．不動産の管理、賃貸、売買、仲介、売買受託、コンサルティング及び鑑定

12．不動産特定共同事業法に基づく事業

13．特定目的会社、特別目的会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則に定める会社）及び不動産投資信託に対する出資並びに出資持分の売買、仲介及び管理

14．土木建築工事の設計、監理並びに土木建築工事業

15．建物の管理、清掃、保安業務の請負

16．駐車場の経営

17．電算機による情報処理業務の受託

18．広告代理業並びにプレイガイドの経営

19．ソフトウェア並びに映像・音声ソフトに関する企画、開発、製作、配信、管理、運営及び販売

20．著作権、商品化権、商標権その他の知的財産権の取得、使用、利用許諾その他の管理

21．損害保険代理業並びに自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業

22．前各号に関連する一切の業務

当会社は、前項各号の事業に附帯または関連する一切の事業その他前項の目的を達成するために必要な事業並びに出資を行うことができる。

（本店の所在地）

第３条　当会社は、本店を大阪市に置く。

（機関）

第４条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

１．取締役会

２．監査等委員会

３．会計監査人

（公告方法）

第５条　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、大阪市において発行する産業経済新聞に掲載して行う。

第　２　章　株　　式

（発行可能株式総数）

第６条　当会社の発行可能株式総数は、８百万株とする。

（自己の株式の取得）

第７条　当会社は、会社法第165条第２項の規定に基づき、取締役会の決議をもって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

（単元株式数）

第８条　当会社の単元株式数は、100株とする。

（単元未満株式についての権利の制限）

第９条　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

１．会社法第189条第２項各号に掲げる権利

２．取得請求権付株式の取得を請求する権利

３．株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

４．第10条に定める請求をする権利

（単元未満株式の買増請求）

第10条　当会社の単元未満株式を有する株主は、その単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことを当会社に対して請求（以下「買増請求」という。）することができる。ただし、当会社が売渡すべき数の自己株式を所有しないときは、この限りではない。

２　買増請求をすることができる時期、請求の方法等については、取締役会において定める株式取扱規則による。

（株主名簿管理人）

第11条　当会社は、株主名簿管理人を置く。

2　株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって選定し、これを公告する。

3　当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

（株式取扱規則）

第12条　当会社の株式に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続き等については、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第　3　章　株　主　総　会

（招集）

第13条　当会社の定時株主総会は、毎年４月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要ある場合に随時これを招集する。

（定時株主総会の基準日）

第14条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年１月31日とする。

（招集権者および議長）

第15条　株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2　取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（電子提供措置等）

第16条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2　当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

（決議の方法）

第17条　株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

2　会社法第309条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第18条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。

２　株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第　４　章　取締役および取締役会等

（員数）

第19条　当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、８名以内とする。

２　当会社の監査等委員である取締役は、４名以内とする。

（選任方法）

第20条　取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において選任する。

２　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

３　取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

（任期）

第21条　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。

２　監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。

３　任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

（代表取締役および役付取締役）

第22条　取締役会は、その決議をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

２　取締役会は、その決議をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長、取締役社長、取締役副社長各１名を選定することができる。

（取締役会の招集権者および議長）

第23条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、議長となる。

２　取締役会長が欠員のときまたは取締役会長に事故があるときは、取締役

会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第24条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

２　取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議の省略）

第25条　当会社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役への重要な業務執行の決定の委任）

第26条　当会社は、会社法第399条の13第６項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

（報酬等）

第27条　取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議をもって定める。

（取締役の責任免除）

第28条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議をもって、免除することができる。

２　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

（執行役員）

第29条　当会社は、取締役会の決議をもって、執行役員を選任し、取締役会の定める業務の執行を委ねることができる。

２　当会社は、取締役会の決議をもって、執行役員の中から専務執行役員および常務執行役員各若干名を選定することができる。

第５章　監査等委員会

（常勤の監査等委員）

第30条　監査等委員会は、その決議をもって、常勤の監査等委員を選定することができる。

（監査等委員会の招集通知）

第31条　監査等委員会の招集通知は、会日の３日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

２　監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

第　６　章　計　　算

（事業年度）

第32条　当会社の事業年度は、毎年２月１日から翌年１月31日までの１年とする。

（期末配当および基準日）

第33条　当会社は、毎年１月31日を基準日として、定時株主総会の決議をもって、株主または登録株式質権者に対し、期末配当金として剰余金の配当を行う。

（中間配当および基準日）

第34条　当会社は、毎年７月31日を基準日として、取締役会の決議をもって、株主または登録株式質権者に対し、中間配当金として剰余金の配当を行うことができる。

（配当金の除斥期間）

第35条　配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満５年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

以　上